

スポーツイベントを通じた地域活性化の取り組みに関する事例研究 —「ホストタウン」登録自治体の政策形成過程—

A Case study about Regional Activation Projects through Sport Event in Japan
- Policy Making Process of Municipalities Registered 'Host Town' -

スポーツビジネス研究領域

5015A039-9 武藤 葉月

研究指導教員：間野 義之 教授

1. 緒言

近年我が国では、スポーツの果たす役割や機能が人々を取り巻く社会・生活環境の変化とともに多様化し、地域活性化の手段として大いに注目されてきている。このような地方自治体によるスポーツ政策と地域活性化における議論は、大規模な国際的スポーツイベントを通じて得られる効果に議論が集中している一方、参画した自治体がどのように政策を形成していったのかという、「開催のノウハウや経験」（御園，2013）については、未だ明らかになっていない。そこで本研究では、大規模な国際的スポーツイベントを通じて地域活性化を目指す地方自治体の取り組みに着目し、その政策形成過程を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを通じた地域活性化への取り組みとして現在推進されている「ホストタウン構想」を調査事例に取り上げる。調査対象は、ホストタウンに登録している自治体のうち、交流する参加国・地域との間に事前合宿や交流事業に関する合意を締結している11件の団体（15自治体）とした。

本研究における調査は、文献やインターネットによる資料収集ならびに各自治体における政策担当者への聞き取りによって実施した。聞き取り調査は各自治体における担当者のうち、各々の政策形成過程を把握している人物に協力を依頼し、メール及び電話によって、2016年10月から2ヵ月間実施した。

また、調査項目については、松本（2009）を参考に、①直接的契機、②検討組織の体制、③参考事例、④相手国決定理由、⑤関係構築における仲介者、⑥議会の反応の6項目に加え、各自治体が捉える相手国との合意締結の意義の違いが自治体間の政策形成

過程の違いとして現れる可能性を考慮し、⑦合意締結の意義を独自の調査項目として設定した。

分析方法については、政策過程に対する分析モデルのうち、政策の形成と実施のプロセスに焦点を当てるプロセス論モデルを採用し、研究範囲とする政策プロセスの段階を「政策問題の確認」「アジェンダ設定」「政策提案の立案」「政策提案の評価」に絞った。分析に係る作業は、地方自治体のスポーツ政策に関する知識を有し、かつ自治体を対象とした調査研究に携わった経験を持つ大学院博士課程所属の学生と筆者の計2名で行った。

3. 結果及び考察

3.1 政策問題の確認（直接的契機）

各自治体が今回の政策を形成・実施のプロセスに乗せた背後にはどのような政策問題が存在していたのかを記述する事が本来「政策問題の確認」を明らかにするものであるが、本調査では質問内容に不足があった為に、各自治体の当時の政策問題の全てを明らかにする事は出来なかった。今後質問内容を修正し、改めて検証を行う必要があると考えられる。

3.2 アジェンダ設定（直接的契機）

事前合宿等の政策が、調査対象の自治体のアジェンダとしてどのように設定されたかという直接的契機は、①首長主導、②行政主導、③議員による提案、④相手国からのアプローチ、⑤民間企業からのアプローチの5つのパターンに分類された。これは、ホストタウン構想が地域活性化を目的とする政策であることや、事前合宿や交流事業が相手無くしては実施不可能であることが起因していると考えられる。

3.3 政策提案の立案

検討組織の体制

事前合宿等の政策に対する各自治体の検討組織の

体制については、①既存の部署による対応、②行政内に検討組織を新設、③教育分野または観光・経済分野と連携した検討組織を新設の3つに分類出来る事が明らかとなった。このような検討組織の体制のあり方は、細田ら(2016)が指摘する地方自治体における近年のスポーツ政策の目的の変化に起因するものであると考えられる。

参考事例の有無

政策内容の立案に当たって他の自治体の過去の事例を参考にしたかどうかを尋ねた結果、15自治体中9自治体が「特になし」と回答した。これは、我が国のスポーツ政策と地域活性化の取り組みの現状として、国際的なスポーツイベントの開催経験の少ない地方自治体に対するノウハウや経験の伝承が不足しているという、御園(2013)の指摘を裏付ける事実であると考えられる。

相手国決定理由

自治体が事前合宿等の相手国を決めた理由については、①歴史的な繋がり、②従来の交流、③他者からの紹介や情報提供、④競技種目の特定、⑤二国間関係及び実現可能性、⑥相手国の合宿受け入れ経験といった回答が挙げられた。またそのうち、15自治体中7自治体が、JOCや県、民間企業といった、他者からの紹介や情報提供によって相手国を決定した事が明らかとなった。これは、後述する「相手国との関係構築における仲介者」の存在が関係していると考えられる。

関係構築における仲介者の有無

自治体と相手国との間を仲介する様な存在があったかどうかについては、全ての自治体が検討組織外のアクターが仲介者として関係構築に関わったと回答しており、その仲介者は①県、②JOC・都、③民間企業、④既存の事業の担当者、⑤行政関係者の5つのパターンに分類出来る事が明らかとなった。以上のような関係構築における仲介者の存在は、相手国決定の理由に関係することがこの二項目の回答の関係から考えられる。

3.4 政策提案の評価(議会の反応)

各自治体の政策に対する議会の反応を尋ねた結果、全ての自治体が政策の推進を受け入れる評価を受けていた事が明らかとなった。これは、本研究で尋ね

た「議会の反応」の対象が、議会によって採決される予算等を提案したものではなく、政策内容や進捗を説明する段階であった事が考えられる。今後は本事例における政策提案の評価や以降の政策プロセスにおける段階について引き続き検証していく必要があると考えられる。

3.5 自治体が捉える相手国との合意締結の意義と政策形成過程の関係性

相手国との合意締結にどのような意義があるのかを各自治体に尋ねた結果、①国際交流の促進・国際理解の深化、②子どもたちへの教育的効果、③地域情報の発信・スポーツ都市としてのPR、④地域アイデンティティの醸成、⑤地域活動の促進、⑥交流人口の増加、⑦スポーツ振興、⑧障害理解の深化、⑨東京2020大会に向けた機運の醸成、⑩相手国の応援による感動、⑪経済的效果といった多様な回答が挙げられた。これらの回答は、近年の大規模な国際的スポーツイベントへの参画によって地方自治体に齎されている経済的效果と社会的効果に加え、東京2020大会ならではの効果を期待するものであることが考えられる。

合意締結の意義の違いと政策形成過程の違いの関係性については、特に検討組織の体制の違いに関係性を有していると考えられる。二項目の関係性を見ると、合意締結の意義が多く挙げられた自治体ほど、事前合宿等の政策に対する検討組織を新たに設けたり、行政内外の他分野の組織と連携する傾向が見られる。しかし、この項目については、捉えられた意義がいつ、どの段階で自治体に意識されたものなのかという視点が不足していた為、この点については、今後も検証を続ける必要があると考えられる。

4. 結論

本研究により、大規模な国際的スポーツイベントを通じて地域の活性化を目指す地方自治体の政策形成過程が、事例的かつ部分的に明らかになった。

今後は自治体の参考となる知見をより充実させていく為に、本調査で明らかに出来なかった点の再検証や、今回の調査対象の自治体における「政策の実施」「政策の評価」の段階、他の自治体の政策形成過程についての検証も必要だと考えられる。